

建設業法等改正に関する説明会 次第

1 開会

2 開会挨拶

3 説明内容

(1) 建設業法等改正に伴う建設業許可関係の改正点について 1

(2) 建設業法等改正に伴う経営事項審査関係の改正点について 51

4 閉会

建設業法等改正に伴う経営事項審査の改正点について（H28.6.1 施行）

解体工事業追加等に係る建設業法等の改正に伴い、平成 28 年 6 月 1 日より経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準が改正されます。その概要は以下のとおりです。

1 経審改正の概要

(1) 経審の経過措置について

法施行後の許可業者に対する経過措置期間中（H28.6.1～H31.5.31 の 3 年間）に限り、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の経審結果に加え、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出し、通知します。

※経過措置の背景

法施行後（H28.6.1 以降）の経審において、これまでの「とび・土工工事業」の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業と解体工事業に切り分けて計上する必要があり、事業者によっては、これまでのとび・土工工事業の経審結果と比べ大きな変動が生じる可能性があるため。

(2) 経審申請書への記載方法について

① 工事種類別完成工事高・元請完成工事高について【経審申請書様式：別紙一】

法施行後の許可業者に対する経過措置期間中（H28.6.1～H31.5.31 の 3 年間）は、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審を受審される方は、経審申請書の別紙一（工事種類別完成工事高・元請完成工事高）において、必ず業種コード 300「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」も記載します。

<例> 【経審申請書：別紙一】において、とび・土工（解体を除く）を 100 千円、解体を 50 千円、その他工事（許可業種以外の工事）を 20 千円施工している場合における、経審申請時の許可保有状況別（3 パターン）完成工事高の記載金額

経審申請時の許可保有状況 (経過措置期間中)	経審の完成工事高【申請書：別紙一】 <単位：千円>				合計
	050 とび・土工	290 解体	300 とび・土工・解体（経過措置）	その他	
i 「とび・土工」の許可のみを有する場合	100	-	150 (とび 100 +解体 50)	70 (解体 50+ その他 20)	170
ii 「解体」の許可のみを有する場合	-	50	150 (とび 100 +解体 50)	120 (とび 100+ その他 20)	170
iii 「とび・土工」と「解体」両方の許可を有する場合	100	50	150 (とび 100 +解体 50)	20 (その他 20)	170

※ 「300 とび・土工・解体（経過措置）」の金額を、合計に加えないよう注意してください。

② 技術職員について【経審申請書様式：別紙二】

法施行後の技術者に対する経過措置期間中（H28.6.1～H33.3.31）は、経審申請書の別紙二（技術職員名簿）において、1 人の技術者について 2 業種までという制約が一部変

更になります。

- ◆ 「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の業種を選択した場合は、必ず「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」にも加点されます。(下記例1、例2参照)
- ◆ 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1つの業種とみなします。

※この場合、業種コードは99を使用します。(下記例3参照)

＜例＞ 【経審申請書：別紙二】において、業種コード「05：とび・土工」、「29：解体」及び「99：とび・土工・解体(経過措置)」を選択した場合における、それぞれの加点業種について

	業種コード1	業種コード2		加点業種1	加点業種2	加点業種3	加点業種4
例1	01 土木	05 とび・土工	→	土木	とび・土工	とび・土工・解体(経過措置)	
例2	01 土木	29 解体	→	土木	解体	とび・土工・解体(経過措置)	
例3	01 土木	99 とび・土工・解体(経過措置)	→	土木	とび・土工	解体	とび・土工・解体(経過措置)

- ※ 例1 「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員は「とび・土工工事業」及び「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
- 例2 「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
- 例3 「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員は「とび・土工工事業」、「解体工事業」及び「とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、それぞれ審査されます。

③ **解体工事業の経審を申請する場合の技術職員コードについて【経審申請書：別紙二】**
法施行後の技術者に対する経過措置期間中(H28.6.1～H33.3.31)に、解体工事業の経審を申請する場合、技術職員コードは別添(P62～P64)の「別表(四)業種別技術職員コード表(経審)」により、アルファベットのついた附則第4条(＝平成33年3月31日までの間は、旧とび・土工工事業の技術者も解体工事業の技術者とみなす)該当の資格か、附則第4条該当ではないアルファベットのついていない資格か記載してください。

※ 解体工事業の経審を申請しない場合は、これまで通り、アルファベットのない資格コードで記載するようにしてください。

＜例＞ 1級土木施工管理技士

- i 平成28年3月31日以前の合格者で、登録解体工事講習を受講しておらず1年以上の実務経験もない場合

→ 11C

- ii ・平成28年3月31日以前の合格者で登録解体工事講習を受講若しくは1年以上の実務経験ある場合

又は

- ・平成28年4月1日以降の合格者の場合

→ 113

(3) 法施行後（H28. 6. 1 以降）における経審申請時の「確認資料」

審査項目	確認資料
【別紙一】 工事種類別完成工事高、 工事種類別元請完成工事高	≪提出書類≫ ・ <u>直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事と解体工事の工事経歴書（切り分けを行ったもの）</u>

○ 解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて

➤ 法施行後（H28. 6. 1 以降）に「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審を申請する場合

→ 経審の申請時に、直前2年又は3年分の「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けた工事経歴書を提出してください。

（経審申請書の別紙一において、2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分提出。）

➤ 直前2年または3年分の「とび・土工工事業」又は「その他の工事」に計上した工事に「解体工事」が含まれていない場合（解体工事がゼロの場合）

→ 改めて経審時に工事経歴書を切り分けて提出する必要はありません。

➤ 「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」に工事経歴書を切り分けて提出する場合の記載件数について

→ それぞれの工事ごとに、合計金額及び元請合計金額の7割に達するまでの件数又は10件のいずれか少ないほうの件数まで記載してください。

➤ 工事経歴書を「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けて記載した事により、前期及び前々期分の工事経歴書に、新たに税込500万円以上の工事が記載されることになった場合

→ 経審の際に、改めて当該契約書を持参する必要はありません。

※ 当期分（今回、経審を受ける審査基準日決算の分）につきましては、通常と同様に「とび・土工工事」と「解体工事」の税込500万円以上の契約書をご持参ください。

<備考>

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受審される予定の方で、平成28年6月1日をまたぐ決算期の「決算終了後の変更届出書」に添付する工事経歴書の記載方法について（おおすすめの記載方法）

→ 許可の説明会資料「建設業法等改正に伴う許可の改正点について（H28. 6. 1 施行）」のP2に記載のとおり、施行日前（H28. 5. 31 以前）に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事については、完成工事高を「その他の工事」に分けて記載することまで求めてはおりません。

しかしながら、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受審される予定の方は、平成28年6月1日をまたぐ決算期の工事経歴書について、施行日前（H28. 5. 31 以前）に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事についても、全て「その他の工事」に分けて記載しておくことをおすすめします。

上記の方法によれば、当決算期分の「とび・土工工事」の完成工事高は、「解体工事」を含まないとび・土工工事の金額になるため、経審申請書の別紙一に記載する「050 とび・土工工事」の金額と一致し、分かり易いためです。

2 改正の施行日

平成 28 年 6 月 1 日

- ・ 平成 28 年 6 月 1 日以降に申請される方は、審査基準日（決算日）にかかわらず、すべて新基準が適用されます。

3 平成 29 年度の県の入札参加資格審査について

県では平成 29 年度の入札参加資格から、解体工事業の入札参加資格者名簿を作成する予定です。
なお、建設業法の経過措置に基づき、法施行日（H28.6.1）時点で「とび・土工工事業」の許可を有している事業者が、「とび・土工工事業」の経審を受審している場合、解体工事業の入札参加資格を申請することが可能として取扱います。

※「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の入札参加資格の格付けに用いる経審点

・ H28.6.1 より前に経審を受審された事業者

→「とび・土工工事業」の経審点を使用します。

・ H28.6.1 以降に経審を受審された事業者

→「とび・土工・解体（経過措置）」の経審点（=旧とび・土工と変わらない経審結果）を使用します。

4 解体工事業許可取得後の解体工事業に係る経審の再審査について

既に経審を受審済みの事業者が、解体工事業の許可を追加取得した後、改めて既に受審済みである審査基準日の解体工事業に係る経営事項審査の再審査を申請される場合の手数料

→ 追加となる解体工事業 1 業種の 2,500 円。

※ 再審査の際に、経審申請書の別紙一（工事種類別完成工事高・元請完成工事高）には、追加で受審する解体工事業の完成工事高だけを記載するのではなく、既に受審済みの業種も含めた全ての業種の完工高を記載してください。

なお、平成 29 年度の県の入札参加資格審査に際しては、上記 3 に記載のとおり、法施行日（H28.6.1）時点で「とび・土工工事業」の許可を有している事業者が、「とび・土工工事業」の経審を受審している場合、解体工事業の入札参加資格を申請することが可能であり、また、格付けにも「とび・土工・解体（経過措置）」（=旧とび・土工と変わらない経審結果）の経審点を使用しますので、県の平成 29 年度入札参加資格審査用に、改めて解体工事業の許可取得後に解体工事業の経審を受け直す必要はありません。

○解体工事業の経審の再審査を希望される場合

→ 建設管理課 建設業振興担当（TEL:088-823-9815）に再審査希望の旨ご連絡ください。

○改正に関する詳細、様式等は下記ホームページでご確認ください。

◆国土交通省土地・建設産業局建設業課ホームページ：

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html

「建設業法施行令の一部改正する政令」の閣議決定について

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html

◆高知県土木部建設管理課ホームページ：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/keieijikousinnsakankei-index.html>

解体工事業の追加に伴い、項番15と16に「解体」が追加されました。

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 28年 6月 10日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
高知県 知事 殿

高知市丸ノ内1-2-20
(株) 県庁設備

申請者 代表取締役 県庁 一郎

Form with fields for administrative registration, application date, permit details, capital amount, company name, address, postal code, and evaluation category. Includes a red box around the evaluation category field.

申請書2枚目に様式変更はありません。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 5 0 7 4 (千円) 審査対象 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

基準決算	1,489 (千円)
直前の審査基準日	1,063.8 (千円)

利益額 (2期平均) 項番 1 8 3 5 10 5 5 8 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	1,055 (千円)	営業利益	2,18 (千円)
減価償却実施額	280 (千円)	減価償却実施額	0 (千円)

技術職員数 項番 1 9 3 5 2 (人)

登録経営状況分析機関番号 項番 2 0 3 5 0 0 9 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称
 ○△◇サービス会社 (株)

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとる事項	再審査を求めるとる理由

連絡先 総務課 氏名 総務 太郎 電話番号 088-823-9813

ファックス番号 088-823-9263

様式に変更はありませんが、記載要領が変更となっています。

(用紙A4)

20002

この記入例は3年平均を選択した記入例です。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 24年12月 至 26年11月										審査対象事業年度 自 26年12月 至 27年11月					計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均				
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 25年12月～26年11月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 24年12月～25年11月														
業種コード 32010	完成工事高(千円) 52991					元請完成工事高(千円) 31789					完成工事高(千円) 58701					元請完成工事高(千円) 35004				
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 54,809 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 51,174					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 36,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 27,579														
業種コード 32011	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 プレストレストコンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
業種コード 32050	完成工事高(千円) 5305					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 10000					元請完成工事高(千円) 8000				
工事の種類 とび・土工・コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 4,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 6,610					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
<p>平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、「とび・土工事業」を申請する場合、その完成工事高に解体工事が含まれる場合は、必ず解体工事の完成工事高を抜き出してください。抜き出した解体工事の完成工事高は、解体工事業を申請されない場合は項番33「その他工事」欄に記載されることになります。</p> <p>この場合、経審の申請時に、直前2年又は3年分の「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けた工事経歴書を提出してください。(経審申請書の別紙一において、2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分提出してください。)</p>																				
業種コード 32051	完成工事高(千円) 2750					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 5600					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 3,500					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
業種コード 33	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度														
業種コード 34	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0					完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0				
合計																				
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))																				

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 至 <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="10"/> 月 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width:80%;">年 月～ 年 月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月～ 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	審査対象事業年度	計算基準の区分 自 <input type="text" value="11"/> 年 <input type="text" value="13"/> 月 至 <input type="text" value="15"/> 年 <input type="text" value="17"/> 月 <input type="text" value="19"/> (1.2年平均) 2.3年平均																																																																					
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月																																																																											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月																																																																											
業種 コード 32090	完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>																																																																								
工事の種類 管工事	完成工事高計算表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">25,844</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	25,844	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0	元請完成工事高計算表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0																																																																		
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	25,844																																																																											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0																																																																											
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0																																																																											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0																																																																											
業種 コード 32300	完成工事高(千円) <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>																																																																								
工事の種類 とび・土工・コン クリート工事・解 体工事 (経過措置)工事	完成工事高計算表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">5,000</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">8,610</td></tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	5,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	8,610	元請完成工事高計算表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0																																																																		
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	5,000																																																																											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	8,610																																																																											
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0																																																																											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0																																																																											
業種 コード 32	完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>																																																																								
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>工事の種類</th> <th>コード</th> <th>工事の種類</th> <th>コード</th> <th>工事の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>010</td><td>土木一式工事</td><td>100</td><td>タイル・れんが・ブロック工事</td><td>200</td><td>機械器具設置工事</td></tr> <tr><td>011</td><td>プレストレストコンクリート構造物工事</td><td>110</td><td>鋼構造物工事</td><td>210</td><td>熱絶縁工事</td></tr> <tr><td>020</td><td>建築一式工事</td><td>111</td><td>鋼橋上部工事</td><td>220</td><td>電気通信工事</td></tr> <tr><td>030</td><td>大工工事</td><td>120</td><td>鉄筋工事</td><td>230</td><td>造園工事</td></tr> <tr><td>040</td><td>左官工事</td><td>130</td><td>ほ装工事</td><td>240</td><td>さく井工事</td></tr> <tr><td>050</td><td>とび・土工・コンクリート工事</td><td>140</td><td>しゅんせつ工事</td><td>250</td><td>建具工事</td></tr> <tr><td>051</td><td>法面処理工事</td><td>150</td><td>板金工事</td><td>260</td><td>水道施設工事</td></tr> <tr><td>060</td><td>石工事</td><td>160</td><td>ガラス工事</td><td>270</td><td>消防施設工事</td></tr> <tr><td>070</td><td>屋根工事</td><td>170</td><td>塗装工事</td><td>280</td><td>清掃施設工事</td></tr> <tr><td>080</td><td>電気工事</td><td>180</td><td>防水工事</td><td>290</td><td>解体工事</td></tr> <tr><td>090</td><td>管工事</td><td>190</td><td>内装仕上工事</td><td>300</td><td>とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事(経過措置)</td></tr> </tbody> </table>		コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類	010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事	011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事	020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事	030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事	040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事	050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事	051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事	060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事	070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事	080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事	090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事(経過措置)
コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類																																																																							
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事																																																																							
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事																																																																							
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事																																																																							
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事																																																																							
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事																																																																							
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事																																																																							
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事																																																																							
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事																																																																							
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事																																																																							
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事																																																																							
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事(経過措置)																																																																							
工事の種類 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																																																																										
業種 コード 33	完成工事高(千円) <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="0"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>																																																																								
工事の種類 その他	完成工事高計算表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">6,346</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">7,689</td></tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	6,346	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	7,689	元請完成工事高計算表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0																																																																		
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	6,346																																																																											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	7,689																																																																											
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0																																																																											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0																																																																											
業種 コード 34	完成工事高(千円) <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="9"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="7"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/>																																																																								
工事の種類 合計																																																																												
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))																																																																												

記載要領

1～3 (略)

4 **3** **2** 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、**3** **1**で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事（経過措置）

5～8 (略)

様式に変更はありませんが、記載要領が変更となっています。

技術職員名簿

※ 以下の記載例は「解体工事業」の経審を申請している場合を例として記載しています。
 「解体工事業」の経審を申請しない場合は、これまで通り、アルファベットの無い資格コードで記載するようにしてください。

項番 3 5
 数 6 1 0 0 1 頁

通番	規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1		高知 太郎	S 31年 4月 2日	59	6 2 0 1	1 1 C	1	0 9	2 3 0	2	第00020194051号 (0203-4101040010)
2	○	高知 次郎	S 42年 5月 2日	48	6 2 0 1	0 0 2	2				
3		高知 三郎	S 55年 12月 1日	35	6 2 0 1	2 1 D	2	0 9	2 3 0	2	
4		土佐 四郎	S 55年 12月 2日	34	6 2 0 1	2 1 2	2	0 5	2 1 2	2	
5	○	土佐 五郎	S 61年 6月 2日	29	6 2 0 1	2 1 D	2	9 9	2 1 D	2	
6					6 2						
7					6 2						
8					6 2						
9					6 2						
10					6 2						
11					6 2						
12					6 2						
13					6 2						
14					6 2						
15					6 2						
16					6 2						
17					6 2						
18					6 2						

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間は、「とび・土工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなすことができます。
 ※この場合、業種コードは99を使用してください。

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、解体工事業を申請する場合、解体工事業の技術職員で、経過措置として法施行前にとび・土工事業の資格を有し解体工事業の資格とみなされた方は、アルファベットが含まれた附則第4条該当の資格コードを記載してください。（「別表(四)業種別技術職員コード表(経審)」参照）

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、
 ・ とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、
 ・ 解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、
 ・ とび・土工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」を、それぞれ記入してください。
 この場合、
 ・ 「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員は「とび・土工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
 ・ 「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、
 ・ 「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員は「とび・土工事業」、「解体工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、それぞれ審査されます。

業種コード	建設業の種類		建設業の種類		建設業の種類	
	コード		コード		コード	
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業	
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業	
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業	
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業	
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業	
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業	
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業	
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業	
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業	
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業 ・解体工事業(経過措置)	

記載要領

1～5 (略)

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工工事業、解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業 ・解体工事業（経過措置）

7～9 (略)

別表（四）業種別技術職員コード表 1 / 3（経審）

注：アルファベットが含まれるコード（11A、21B等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。
 ※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、平成33年3月31日までは、解体工事の技術者とみなします。

コード	業種	資格	建設業の種類																																							
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解								
001	法第7条第2号	イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
002	法第7条第2号	ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
003	法第15条第2号	ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
004	法第15条第2号	ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
111	建設業法（技術検定）	1級建設機械施工技士	5	5					5	5								5																								
11A	建設業法（技術検定）	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	5	5					5	5								5																						5		
212	建設業法（技術検定）	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2	2					2	2								2																								
21B	建設業法（技術検定）	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	2	2					2	2								2																						2		
113	建設業法（技術検定）	1級土木施工管理技士	5	5					5	5	5							5	5	5	5																		5	5		
11C	建設業法（技術検定）	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	5	5					5	5	5							5	5	5	5																		5	5		
214	建設業法（技術検定）	2級土木施工管理技士	種別	土	2	2				2	2	2						2	2	2																			2	2		
21D				土木（附則第4条該当）	2	2						2	2	2						2	2	2																	2	2		
215				鋼構造物塗装																																						
216				薬液注入								2	2																													
21E				薬液注入（附則第4条該当）								2	2																													2
120	建設業法（技術検定）	1級建築施工管理技士							5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
12A	建設業法（技術検定）	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）							5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
221	建設業法（技術検定）	2級建築施工管理技士	種別	建	2																																		2			
222				躯体							2	2	2							2	2	2																	2			
22B				躯体（附則第4条該当）							2	2	2							2	2	2																		2		
223	建設業法（技術検定）	仕上げ							2	2																																
127	建設業法（技術検定）	1級電気工事施工管理技士																																								
228	建設業法（技術検定）	2級電気工事施工管理技士																																								
129	建設業法（技術検定）	1級管工事施工管理技士																																								
230	建設業法（技術検定）	2級管工事施工管理技士																																								
133	建設業法（技術検定）	1級造園施工管理技士																																								
234	建設業法（技術検定）	2級造園施工管理技士																																								
137	建築士法	1級建築士																																								
238		2級建築士																																								
239		木造建築士																																								
141	技術士法	建設・総合技術監理（建設）	5	5																																			5			
14A		建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5																																			5			
142		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5																																			5			
14B		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5																																			5			
143		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5																																						
14C		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	5	5																																			5			
144		電気電子・総合技術監理（電気電子）																																								
145		機械・総合技術監理（機械）																																								
146		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）																																								
147		上下水道・総合技術監理（上下水道）																																								
148		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																																								
149		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5																																						
14D		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5																																			5			
150		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																																								
151		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5																																						
15A		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5																																						
152		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																																								
153		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																																								
154		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																																								
155		電気工事士法	第1種電気工事士																																							
256	電気事業法	第2種電気工事士【3年】																																								
258	電気事業法	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】																																								
259	電気通信事業法	電気通信主任技術者【5年】																																								
265	水道法	給水装置工事主任技術者【1年】																																								
168	消防法	甲種 消防設備士																																								
169		乙種 消防設備士																																								

アルファベットが含まれるコードは解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。

別表（四）業種別技術職員コード表 2/3（経審）

注：アルファベットが含まれるコード（11A、21B等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。
 ※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、平成33年3月31日までは、解体工事業の技術者とみなします。

コード	業種別技術職員コード	建設業の種類																																		
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
171	建築大工（1級）				2																															
271	建築大工（2級）				1																															
164	型枠施工（1級）				2		2	2																												
264	型枠施工（2級）				1		1	1																												
16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）				2		2	2																											2	
26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）				1		1	1																												1
172	左官（1級）				2																															
272	左官（2級）				1																															
157	とび・とび工（1級）						2	2																												2
257	とび・とび工（2級）						1	1																												1
15B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）						2	2																												2
25B	とび・とび工（2級）（附則第4条該当）						1	1																												1
173	コンクリート圧送施工（1級）						2	2																												
273	コンクリート圧送施工（2級）						1	1																												
17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）						2	2																												2
27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）						1	1																												1
166	ウェルポイント施工（1級）						2	2																												
266	ウェルポイント施工（2級）						1	1																												
16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）						2	2																												2
26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）						1	1																												1
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）											2																								
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）											1																								
175	給排水衛生設備配管（1級）											2																								
275	給排水衛生設備配管（2級）											1																								
176	配管・配管工（1級）											2																								
276	配管・配管工（2級）											1																								
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）										2	2								2																
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）										1	1								1																
177	タイル張り・タイル張り工（1級）											2																								
277	タイル張り・タイル張り工（2級）											1																								
178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											2																								
278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											1																								
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）									2		2																								
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）									1		1																								
180	石工・石材施工・石積み（1級）										2																									
280	石工・石材施工・石積み（2級）										1																									
181	鉄工・製罐（1級）												2	2																						
281	鉄工・製罐（2級）												1	1																						
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）																							2												
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）																							1												
183	工場板金（1級）																								2											
283	工場板金（2級）																								1											
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）										2														2											
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）										1														1											
185	板金・板金工・打出し板金（1級）																									2										
285	板金・板金工・打出し板金（2級）																									1										
186	かわらぶき・スレート施工（1級）										2																									
286	かわらぶき・スレート施工（2級）										1																									
187	ガラス施工（1級）																																			
287	ガラス施工（2級）																																			
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																																			
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																																			
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																																			
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																																			

職業能力開発促進法

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

経営規模等評価結果通知書

審査基準日 許可平成 年 月 日

電話 番号 号
 完成工事高/売上高 (%)
 行政片記入欄

経営規模等評価の結果を通知します。
 総合評定値

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高		元請完成工事高			技術職			技術職員数			評点(Z)	
			年平均	評点(X)	年平均	評点(X)	一級	二級	その他	一級	二級	その他	一級	二級	その他		
土木一式	プレストレストコンクリート構造物																
建築一式																	
大工																	
左官																	
とび・土工・コンクリート																	
法面処理																	
石																	
屋根																	
電気																	
管																	
タイヤ・れんが・ブロック																	
鋼構造物																	
鋼橋																	
鉄筋																	
はし																	
しゆんせ																	
板金																	
ガラス																	
塗装																	
防水																	
内装仕上																	
機械器具設置																	
熱絶縁																	
電気通信																	
造作																	
さく井																	
建具																	
水道施設																	
消防施設																	
清掃施設																	
解体																	
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)																	
その他																	
合計																	

経過措置期間中(H28.6.1~H31.5.31の3年間)に限り、「とび・土工・事業」及び「解体工事」の経過措置(経過措置)を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経過結果を算出し、通知します。

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産	売上	売上総利益	純支払利息比率	自己資本対固定資産比率	決算	自己資本対固定資産比率	決算
流動負債	売上総利益	受取利息配当金	負債回転期間	自己資本比率	決算	自己資本比率	決算
固定負債	受取利息配当金	支払利息	総資本売上総利益率	営業キャッシュフロー	決算	営業キャッシュフロー	決算
利益剰余金	支払利息	経常利益	売上高経常利益率	利益剰余金	決算	利益剰余金	決算
自己資本	経常利益	営業キャッシュフロー(当期)	評	(Y)	決算	(Y)	決算
総資本(当期)	営業キャッシュフロー(当期)	営業キャッシュフロー(前期)			決算		決算
総資本(前期)	営業キャッシュフロー(前期)				決算		決算

[金額単位：千円]

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額	X	
利益額	X ₂	
評点	(X ₂)	
その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	無	
健康保険加入の有無	無	
厚生年金保険加入の有無	無	
建設業退職金共済制度加入の有無	無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	無	
法定外労働災害補償制度加入の有無	無	
労働福祉社の状況	状況	
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	無	
建設業の営業継続の状況	状況	
防災協定の締結の有無	無	
防災活動への貢献の状況	状況	
営業停止処分の有無	無	
指示処分の有無	無	
法令遵守の状況	状況	
監査の受審状況	状況	
公会計士等の数	数	
二級登録試験合格者の数	数	
建設業の経理者の状況	状況	
研究開発費	費	
研究開発の状況	状況	
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有状況	状況	
ISO9001の登録の有無	無	
ISO14001の登録の有無	無	
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	登録の状況	
若手技術職員の継続的な育成及び確保	確保	
新規若手技術職員の育成及び確保	確保	
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	確保の状況	
評点	(W)	

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～17 (略)

18 ⑤「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが、ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

19～24 (略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～17 (略)

18 ⑤「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	新設
タイル・れんが、ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

19～24 (略)

様式第二十五号の十一別紙一

(略)

記載要領

1～3 (略)

4 ③②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。また、「完成工事高」の欄は、③①で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高の場合にあつては、完成工事高において審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工・工業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱気通工
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	造さ
030	大左官工事	120	鉄筋工事	230	建造さ
040	とび・土工・コンクリート工事	130	しゆんせ工事	240	建造さ
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせ工事	250	建造さ
051	法面処理工事	150	板金工事	260	建造さ
060	石屋根工事	160	ガラス工事	270	建造さ
070	電管工事	170	塗装工事	280	建造さ
080	電管工事	180	防水工事	290	建造さ
090	電管工事	190	内装仕上工事	300	建造さ

5～8 (略)

様式第二十五号の十一別紙一

(略)

記載要領

1～3 (略)

4 ③②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。また、「完成工事高」の欄は、③①で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高の場合にあつては、完成工事高において審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱気通工
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	造さ
030	大左官工事	120	鉄筋工事	230	建造さ
040	とび・土工・コンクリート工事	130	しゆんせ工事	240	建造さ
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせ工事	250	建造さ
051	法面処理工事	150	板金工事	260	建造さ
060	石屋根工事	160	ガラス工事	270	建造さ
070	電管工事	170	塗装工事	280	建造さ
080	電管工事	180	防水工事	290	建造さ
090	電管工事	190	内装仕上工事	300	建造さ

5～8 (略)

(別表) (四) (抄)

	(略)
建設業法	111 一般建設機械施工技士 11A (附則第4条該当) 212 二級 (第一種~第6種) 21B (第一種~第6種)(附則第4条該当) 113 一般土木施工管理技士 11C (附則第4条該当) 214 二級 (土木)(附則第4条該当) 21D (土木)(附則第4条該当) 216 (重液注入) 21E (重液注入)(附則第4条該当) 120 一般建設施工管理技士 12A (附則第4条該当) 222 (躯体) 22B (躯体)(附則第4条該当)
(略)	(略)

(略)	(略)
技術士法	141 建設・総合技術監理(建設) 14A (附則第4条該当) 142 建設(道路橋梁及びコンクリート)・総合技術監理(建設(道路橋梁建物及びコンクリート)) 14B (附則第4条該当) 143 農業(農業土木)・総合技術監理(農業(農業土木)) 14C (附則第4条該当) 149 水産(水産土木)・総合技術監理(水産(水産土木)) 14D (附則第4条該当) 151 森林(森林土木)・総合技術監理(森林(森林土木)) 15A (附則第4条該当)
(略)	(略)

(略)	(略)
職業能力開発促進法	171 建築大工(1級) 271 (2級) 164 型枠施工(1級) 264 (2級) 16B 型枠施工(1級)(附則第4条該当) 26B (2級)(附則第4条該当) 172 左官(1級) 272 (2級) 157 2び・2び工(1級) 257 (2級) 15B 2び・2び工(1級)(附則第4条該当) 25B (2級)(附則第4条該当) 173 コンクリート圧送施工(1級) 273 (2級) 17A コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当) 27A (2級)(附則第4条該当) 166 ウェルポイント施工(1級) 266 (2級) 16C ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当) 26C (2級)(附則第4条該当)
(略)	(略)

061 地すべり防止工事	1年
06A (附則第4条該当)	1年
063 計測	1年
06D 躯体工事	(略)

(別表) (四) (抄)

	(略)
建設業法	111 一般建設機械施工技士 212 二級 (第一種~第6種) 113 一般土木施工管理技士 214 二級 (土木) 216 (重液注入) 120 一般建設施工管理技士 222 (躯体)
(略)	(略)

(略)	(略)
技術士法	141 建設・総合技術監理(建設) 142 建設(道路橋梁及びコンクリート)・総合技術監理(建設(道路橋梁建物及びコンクリート)) 143 農業(農業土木)・総合技術監理(農業(農業土木)) 149 水産(水産土木)・総合技術監理(水産(水産土木)) 151 森林(森林土木)・総合技術監理(森林(森林土木))
(略)	(略)

(略)	(略)
職業能力開発促進法	171 建築大工(1級) 271 (2級) 164 型枠施工(1級) 264 (2級) 172 左官(1級) 272 (2級) 173 2び・2び工(1級) 273 (2級) 166 ウェルポイント施工(1級) 266 (2級)
(略)	(略)

061 地すべり防止工事	1年
063 計測	1年

